【編入学

編入学生の既修得単位の取り扱いと編入学後の履修 -

本学の建学の理念である「全人教育」の理解のために、体育祭および音楽祭への見学参加が義務となります。

■3年次に編入学した場合

前の大学(短期大学)等において修得した科目の単位のうち、62単位を上限に本学の1、2年次に修得したものとして認定します。

さらに、編入学後の3、4年次で履修すべき科目を中心に62単位以上を修得すれば、卒業要件を満たしたものとしますが、学部によっては、導入科目や発展科目あるいはコア科目など下位セメスターの科目履修を卒業要件とする場合があります。

このことについては、履修登録前に教務担当教員よりガイダンス等の指導が行われます。履 修計画は、必ずその指導に従って立てるようにしてください。

なお、62単位を一括で認定した場合は、原則として授業科目の特定は行いません。

■2年次に編入学した場合

前の大学(短期大学)等において修得した科目の単位のうち、40単位を上限に本学の1年次に修得したものとして認定します。場合によっては2年次の科目も認定されますが、認定方法や認定される科目・単位数は、編入学した学部・学科、当該学生の履修状況により一律ではありません。履修計画を立てる際は、必ず所属学科の教務担当教員に相談し、指導を受けてください。

なお、40単位を一括で認定した場合は、原則として授業科目の特定は行いません。

		2年次編入学の単位認定	3年次編入学の単位認定
申請	時 期	申請の必要はなし	
	方 法		
単位認定	時 期	編入学したセメスター	
	取り扱い	(1) 卒業要件に含める(2) 単位の認定のみとなり、成績評価(S、A、B、C)はつかない(3) GPA計算の対象外(4) セメスターの履修上限単位には含めない	
	認定単位数	上限40単位(一律ではない)	上限62単位(一律ではない)
		(一括認定の場合は、授業科目の特定は行わない)	

^{*}学部によって別規定がある場合があります。各学科の教務担当教員に確認してください。